

副本

令和6年(行ウ)第88号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原 告 星恵土ゼンヌルアベデイン

被 告 愛 知 県 外1名

準備書面(2)

令和6年9月12日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告愛知県訴訟代理人

弁護士 鈴木智洋

頭書事件につき、被告愛知県は下記のとおり求釈明申立書に対する回答を為すものとし、特に断らない限り、新たに定義するもののほか、従前と同一の略語を用いるものとする。

記

第1 「第1 2」について

- 1 この点については、既に準備書面(1)で述べたとおり、本件については特段の記録が存在していない。
- 2 この点、若干敷衍して述べれば以下のとおりである。すなわち、原告らは犯罪捜査規範を挙げて縷々主張するが、職務質問は、これを行う都度、必ず記録化するものではなく、長時間に亘るとか、現場で揉めた場合とか、実際

に犯罪の端緒が確認された、といったような特段の事情のあるケースについて記録化があるといふものである（犯罪捜査規範も、職務質問の際には常に記録化することを求めてるものではない。）。

そして、既に述べたとおり、本件については特段の記録が存在していないのであり、本件は、そのような特段の事情のない職務質問であった、ということが明らかである。

第2 「第2」について

1 被告愛知県において、適正な職務執行に資するための心構えや捜査手法を記載したものとして現場対応必携が存在していることは事実である。

もっとも、原告らは甲4号証が平成21年4月に発行されたものであるとして証拠提出しているようであるが、現在被告愛知県は平成21年4月に発行された現場対応必携を保有していない。すなわち、被告愛知県（愛知県警察）は、一般的な文書の取扱いについて、執務資料は、法改正等があった場合や社会情勢の変化がある場合などに都度更新され、更新前の資料については、愛知県警察行政文書管理規程に則って廃棄されることとなっている。

したがって、甲4号証が平成21年4月に発行されたものであるか否か、は不明である（すなわち、甲4号証と、平成21年4月当時に発行されていたであろう現場対応必携との同一性については不知。）。

2 その点を暫く撇くとしても、甲4号証を見ると、その内容からは、人種、肌の色、国籍又は民族的出自のみに基づいて職務質問を行うことを記載しているものではなく、職務質問の要件を満たすものとして職務質問を行った場合の対応の心構え等を記載したものであると思われる。

また、仮に甲4号証が平成21年当時に作成されていた現場対応必携と同一のものだったとした場合、平成20年前後の頃が愛知県内に来日外国人による犯罪が最も多い時期であったという時代背景の下で特に作成されたもの

であると推察される。すなわち、愛知県警における来日外国人の特別法犯取締件数（甲4号証に記載されている入管法、薬物事犯、銃刀法に該当する犯罪の取締件数）は、平成20年が統計記録が確認できる範囲内で最も多く、刑法犯認知件数も平成15年をピークに減少傾向にはあったものの、平成20年の刑法犯認知件数は令和5年の3倍以上であった（乙C2、乙C6の1～8）。

そのような時代背景に加え、警察官の中には外国語を話せない者も多いところ、外国人に対し、職務質問の要件を満たすものとして職務質問を実施したにもかかわらず、言葉が通じないために職務質問の犯罪発見機能が十分に発揮されない事態も容易に想定された。

そこで、それらのような場合の対応の心構え等を特に記載したものにすぎないと考えられるのである。

3 現在の現場対応必携は乙C3号証のとおりであり、令和4年に発行されたものである（一部、具体的捜査手法の記載がある部分等については黒塗りとしている。）。

なお、この乙C3号証においては、職務質問について20頁に亘って様々なケースについての心構え等が詳細に記載されている他（なお、甲4号証が、平成21年当時に発行されていたものと同一のものであれば、甲4号証にも同様の職務質問に関する記載部分があったのではないかと思われる。）、外国人への対応についての心構えも記載されており、本件との関連でいえば、「容易に外見のみで職務質問をした場合、「差別を受けた」などの抗議を受ける場合があり、社会問題や国際問題に発展する可能性がある。」といった「留意事項」の記載（乙C3・16頁）や、「一見して外国人でも、帰化（日本国籍を取得）した者や父または母が日本人で日本国籍の可能性もあることから、身分特定を確実に行う。」といった記載（乙C3・66頁）が為されている。

第3 被告愛知県の主張

- 1 以上の点を暫く撇くとしても、準備書面（1）でも述べたとおり、被告愛知県においても、原告らが主張する「本件運用」なるものは存在していない。
- 2 まず、原告らは甲4号証を根拠として被告愛知県において「本件運用」なるものが存在していると主張しているが、甲4号証が「本件運用」なるものの根拠たり得ないことは、上記のとおりであるが、それだけではなく、「本件運用」なるものが存しないことは、以下に述べるところからも僅に裏付けられるところである。
- 3 すなわち、被告愛知県においても、警察官に対して、人権問題や職務質問に関して必要かつ適切な教養を繰り返し行っている。その例を挙げれば、以下のとおりである。

まず、被告東京都（警視庁）が乙B1号証～乙B5号証を指摘しながら適切な教養を行っている旨を主張しているが（被告東京都の準備書面（1）14頁以下参照）、警察庁から発出された乙B1号証～乙B4号証の各教養資料については被告愛知県（愛知県警察本部長）にも送付されており（但し、乙B1号証と乙B3号証は既に保存期間を経過しているため、現在では被告愛知県は保有していない。）、被告愛知県においても、被告東京都と同様に、それらを用いて警察官に対して一貫して適切な教養を行っている。

また、警察学校においては、「地域警察活動（地域）」という教科書を用いて、警察活動についての講義が行われているが、その中には、職務質問についての項目も存している（乙C4）。そして、そこでは、職務質問の意義、法的根拠、対象者、実施要領、注意事項などが詳細に記されており、その注意事項の項においては、「職務質問の対象となる者であるかを判断する際には、その容姿や服装等の外見のみを根拠としないこと。また、人種、国籍、

L G B T 等に対する偏見や差別との誤解を受けないよう不適切・不用意な言動を厳に慎むこと。」といった記載も為されているところである（乙C 3・179頁）。

更に、警察に対しては日々苦情が寄せられるが、被告愛知県においては、それらを纏めて事例集を作成し、これを教養資料として活用している。乙C 5号証は、令和5年3月に発行された教養資料であるが、そこには、注意点として、レイシャルプロファイリングが人権（人種差別）問題となっていることや、特定の属性であるだけで声かけをしたりすれば不適切な対応になるばかりか社会的反響が大きい人権問題等へと発展しかねないことなどが指摘されている（なお、乙C 5号証の1頁目を作成する端緒となった、外国籍の者からの苦情が存在したことは事実であるが、調査の結果、警職法2条の要件を具備した適切・適法な職務質問であり、それらの苦情には理由がないことが確認されている。）。

また、乙C 5号証の最下部には「教養インフォメーション（令和4年10月号）」と「地域警察通報（令和4年No. 1 1）」等を参照することが示されている。乙C 5号証の当該部分にレイシャルプロファイリングに対する注意喚起がされていることからすると、参考元の「教養インフォメーション（令和4年10月号）」と「地域警察通報（令和4年No. 1 1）」においても、同様の注意喚起がされていたことが合理的に推認され、遅くとも令和4年10月頃には、かかる注意喚起をしていたことが明らかである。なお、これらについては、既に保存期間を経過しているため、現在では被告愛知県は保有していない。

そのほかにも、上記で指摘した乙C 3号証においても、レイシャルプロファイリングが社会問題化する可能性などを指摘し、そのような行動に出ないように留意することが明示されている。

4 このように、被告愛知県においては、現在被告愛知県が保有している証拠

関係から明らかになる限りで言っても、遅くとも令和4年10月頃以降、一貫して、警察官に対して適正な職務質問について教養を繰り返し行っているのであり、原告らがいう「本件運用」など存していないことが明らかである。

以上